

動物用医薬品

子豚貧血症 予防剤

トンテツ[®]B₁₂注「明治」

トンテツ[®]B₁₂注「明治」は水酸化第二鉄を低分子のデキストラン液に溶解し、さらに、造血・成長促進因子であるビタミンB₁₂(シアノコバラミン)を配合した、子豚鉄欠乏症貧血症の予防用注射剤です。

本剤は極めて吸収が速く、かつ、高い血中濃度を長時間維持できますので鉄欠乏による貧血の予防にすぐれた効果を発揮します。

【成分及び分量】

本剤1mL中

デキストラン鉄液…………… 1mL

(鉄100mg/mL含有)

シアノコバラミン…………… 80μg

【効能又は効果】

子豚の鉄欠乏性貧血の予防

【用法及び用量】

子豚1頭当たり鉄として下記量を1回ないし数日ごとに筋肉内注射する。なお、症状及び品種に応じて適宜増減する。

子豚：100～200mg

【使用上の注意】

「基本的事項」

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は効能・効果において定められた目的のみに使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤は筋肉内注射のみに使用すること。
- ・本剤は獣医師の指導の下で使用すること。

(豚に関する注意)

- ・本剤投与後、注射部位が錆色に変色することがあるので、食用として出荷の直前には投与しないこと。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・本剤の外観又は内容物に異常が認められた場合は使用しないこと。
- ・本剤は他の薬剤と混合して使用しないこと。
- ・本剤はアルコールにより沈殿を生じる。注射器具をアルコール消毒した場合は、よく乾かしてから使用すること。
- ・使用前に本剤のゴム栓を取らないこと。
- ・開封後は速やかに使用すること。
- ・本剤は有効期間を設定してある動物用医薬品なので使用期限を過ぎた製品は使用しないこと。
- ・注射器具は滅菌されたものを使用すること。
- ・注射針は必ず1頭ごとに取りかえること。
- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・本剤の保管は直射日光及び高温を避けること。
- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・使用済みの注射針は、針回収用の専用容器に入れること。針回収用の容器の廃棄は、産業廃棄物収集運搬及び産業廃棄物処分業の許可を有した業者に委託すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・誤って注射された者は、直ちに医師の診察を受けること。
- ・本剤が誤って使用者等の眼、鼻、口等に入ったときは、直ちに水で洗浄やうがい等を行い医師の診察を受けること。
- ・使用した後あるいは皮膚に付着したときは石けん等でよく洗うこと。

(豚に関する注意)

- ・本剤は必ず筋肉内に使用し、注射時に注射針が血管あるいは臓器内に入っていないことを確認してから投与すること。
- ・1回の投与量が多い場合は注射部位を変えること。
- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。
- ・まれに注射部位の腫脹・硬結が報告されている。
- ・豚で、鉄剤を生後3カ月以降に投与した場合、注射部位に変色が見られたとの文献情報がある。

「専門的事項」

① 副作用

- ・子豚により、鉄アナフィラキシーによりショック・痙攣・死亡する場合がありますと報告がある。
- ・本剤の注射後、全身的なアナフィラキシー症状を起こすことがあるので、このような症状が現れた場合には、注射を中止するなどして慎重に観察し、その後の注射の可否について検討すること。

【薬理学的情報等】

(薬理作用)

- ・生まれたばかりの子豚は体内に貯蔵されている鉄分の量が少なく、また哺乳によって得られる鉄分が乏しいため貧血が起こり易い状態にあります。ちなみに体重増加の著しい4週齢までは1日6mg程度、4週

間で200mg位の鉄を補給する必要があると言われております。

- ・子豚が貧血すると、虚弱な体質となり、下痢・肺炎、その他の伝染病に罹り易く、発育が遅れ、時に死に至ることもあります。
- ・補給された鉄を効果的に活用するためには、抗貧血ビタミンであるビタミンB₁₂を同時に補給することが効果的です。
- ・トンテツ[®]B₁₂注「明治」は鉄を吸収され易い形で含有し、また、ビタミンB₁₂を配合してありますので、造血作用を促進し、健康を保ち、健全な発育を促します。

【包装】

トンテツ[®]B₁₂注「明治」

100mL ガラスバイアル×5

【製品情報お問い合わせ先】

Meiji Seika ファルマ株式会社
生物産業事業本部 動薬飼料部

〒104-8002

東京都中央区京橋二丁目4番16号

<http://www.meiji-seika-pharma.co.jp/>

販売元

Meiji Seika ファルマ株式会社

〒104-8002 東京都中央区京橋2-4-16

製造販売元

フジタ製薬株式会社

東京都品川区上大崎2丁目13番2号

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。